



平成20年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
代 表 者 取締役会長兼社長 谷 正明
本社所在地 福岡市中央区天神二丁目13番1号
(コード番号 8354 東証第一部、大証第一部、福証)
問 合 せ 先 執行役員経営企画部長 吉田 泰彦
(TEL.092-723-2502)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年6月27日開催予定の第1期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1)平成19年9月28日付で子会社保有の当社第二種優先株式40,000千株を取得及び消却したことに伴い、発行可能株式総数を減ずるとともに、第二種優先株式について規定された部分を削除するものであります。
- (2)第1期定時株主総会に「補欠監査役選任の件」を付議するにあたり、補欠監査役の任期に関する規定を整備するものであります。
- (3)上記各変更に伴う条数の変更及び条文の整備を行うものであります。また、当社設立に際して定めた附則について、第1期定時株主総会終結の時をもって不要となる部分を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1)定款変更のための株主総会開催日 | 平成20年6月27日(金) |
| (2)定款変更の効力発生日 | 平成20年6月27日(金) |

以 上

定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案										
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>18億5,887万8千株</u>とし、各種類の株式の発行可能株式総数は、次のとおりとする。 <table><tr><td>普通株式</td><td>18億株</td></tr><tr><td>第一種優先株式</td><td>18,878千株</td></tr><tr><td><u>第二種優先株式</u></td><td><u>40,000千株</u></td></tr></table> (単元株式数) 第8条 当会社の普通株式の<u>単元株式数は1,000株とし、第一種優先株式及び第二種優先株式の単元株式数は、それぞれ1,000株とする。</u>	普通株式	18億株	第一種優先株式	18,878千株	<u>第二種優先株式</u>	<u>40,000千株</u>	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>18億1,887万8千株</u>とし、各種類の株式の発行可能株式総数は、次のとおりとする。 <table><tr><td>普通株式</td><td>18億株</td></tr><tr><td>第一種優先株式</td><td>18,878千株</td></tr></table> (単元株式数) 第8条 当会社の普通株式及び第一種優先株式の単元株式数は、それぞれ1,000株とする。	普通株式	18億株	第一種優先株式	18,878千株
普通株式	18億株										
第一種優先株式	18,878千株										
<u>第二種優先株式</u>	<u>40,000千株</u>										
普通株式	18億株										
第一種優先株式	18,878千株										
第3章 優先株式 (優先配当金) 第13条 当会社は、事業年度の末日である毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額を上限として金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第14条に定める剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。 <table><tr><td>第一種優先株式</td><td>1株につき</td><td>14円</td></tr><tr><td><u>第二種優先株式</u></td><td><u>1株につき</u></td><td><u>9円98銭</u></td></tr></table> ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当については配当を行うことができるものとする。	第一種優先株式	1株につき	14円	<u>第二種優先株式</u>	<u>1株につき</u>	<u>9円98銭</u>	第3章 優先株式 (優先配当金) 第13条 当会社は、事業年度の末日である毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額を上限として金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第14条に定める剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。 <table><tr><td>第一種優先株式</td><td>1株につき</td><td>14円</td></tr></table> (現行どおり) (現行どおり)	第一種優先株式	1株につき	14円	
第一種優先株式	1株につき	14円									
<u>第二種優先株式</u>	<u>1株につき</u>	<u>9円98銭</u>									
第一種優先株式	1株につき	14円									

現 行 定 款	変 更 案
(基準日を定めて行う剰余金の配当) 第14条 当会社は、第57条第2項に規定する基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当を行う場合には、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、前条第1項本文で定める額の2分の1を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。 当会社は、第57条第3項に規定する基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当を行う場合には、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、別途取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当を行う。	(基準日を定めて行う剰余金の配当) 第14条 当会社は、第55条第2項に規定する基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当を行う場合には、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、前条第1項本文で定める額の2分の1を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。 当会社は、第55条第3項に規定する基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当を行う場合には、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、別途取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当を行う。
(残余財産の分配) 第15条 当会社の残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。 第一種優先株式 1株につき 500円 第二種優先株式 1株につき 750円 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。	(残余財産の分配) 第15条 当会社の残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。 第一種優先株式 1株につき 500円 (現行どおり)
(第二種優先株式の普通株式を対価とする取得請求) 第19条 <u>第二種優先株式の優先株主（以下「第二種優先株主」という。）は、別紙に定める第二種優先株式の取得を請求することができる期間中、当会社が第二種優先株式を取得するのと引き換えに当該別紙に定める算定方法による数の普通株式を交付することを請求することができる。</u>	(削 除)
(第二種優先株式の普通株式を対価とする一斉取得) 第20条 <u>当会社は、別紙に定める第二種優先株式の取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった第二種優先株式のすべてを、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引き換えに1株につきその払込金額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（気配表示もない終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。この場合、平均値の計算は、10銭の位まで算出し、その10銭の位を四捨五入する。なお、当該平均値が1.382円を下回るときは、第二種優先株式1株の払込金額を1.382円で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
第21条 (条文省略) (除斥期間) 第22条 第58条の規定は、優先配当金、優先中間配当金及び基準日を定めて行う剰余金の配当の支払いについてこれを準用する。 第4章 株主総会 第23条 } (条文省略) 第29条 (種類株主総会) 第30条 第25条、第26条、第27条及び前条の規定は、種類株主総会において、これを準用する。 第24条の規定は、当会社の定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 第5章 取締役及び取締役会 第31条 } (条文省略) 第42条 第6章 監査役及び監査役会 第43条 } (条文省略) 第44条 (任期) 第45条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (新 設) 第46条 } (条文省略) 第51条	第19条 (現行どおり) (除斥期間) 第20条 第56条の規定は、優先配当金、優先中間配当金及び基準日を定めて行う剰余金の配当の支払いについてこれを準用する。 第4章 株主総会 第21条 } (現行どおり) 第27条 (種類株主総会) 第28条 第23条、第24条、第25条及び前条の規定は、種類株主総会において、これを準用する。 第22条の規定は、当会社の定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 (現行どおり) 第5章 取締役及び取締役会 第29条 } (現行どおり) 第40条 第6章 監査役及び監査役会 第41条 } (現行どおり) 第42条 (任期) 第43条 (現行どおり) (現行どおり) — <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> 第44条 } (現行どおり) 第49条

現 行 定 款	変 更 案						
第7章 会計監査人 第52条 { 第54条 (条文省略)	第7章 会計監査人 第50条 { 第52条 (現行どおり)						
第8章 計 算 第55条 { 第58条 (条文省略)	第8章 計 算 第53条 { 第56条 (現行どおり)						
附 則 (株式移転による設立に際して発行する株式) <u>第1条 当会社の設立は、会社法第772条の株式移転による。</u> — 当会社が株式移転に際して株式会社福岡銀行及び株式会社熊本ファミリー銀行の株主に対して交付するその株式に代わる当会社の株式の種類及び数は次のとおりとする。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">普通株式</td><td style="text-align: right;">726,224,635株</td></tr> <tr> <td>第一種優先株式</td><td style="text-align: right;">18,878,000株</td></tr> <tr> <td>第二種優先株式</td><td style="text-align: right;">40,000,000株</td></tr> </table> — 当会社の完全子会社となる株式会社熊本ファミリー銀行が発行した第一回第一種優先株式及び第一回第二種優先株式につき、平成18年10月1日から当会社の設立日の前日までに株式会社熊本ファミリー銀行が第一回第一種優先株式及び第一回第二種優先株式を取得すると引き換えに同社の普通株式を交付した場合には、前項の規定にかかわらず、(i) 株式移転に際して交付する当会社の普通株式の数は、上記期間において株式会社熊本ファミリー銀行がその第一回第一種優先株式及び第一回第二種優先株式を取得すると引き換えに交付した同社の普通株式の数を含み当会社の設立日の前日における株式会社熊本ファミリー銀行の発行済普通株式数に0.217を乗じた数(ただし、1株未満の端数については切り捨てるものとする。) に当会社の設立日の前日における株式会社福岡銀行の発行済普通株式数を加えた数とし、(ii) 株式移転に際して交付する当会社の第一種優先株式及び第二種優先株式の数は、前項に定める第一種優先株式及び第二種優先株式の数から上記期間において株式会社熊本ファミリー銀行がその普通株式を交付すると引き換えに取得し消却した同社の第一回第一種優先株式又は第一回第二種優先株式の数をそれぞれ減じた数とする。	普通株式	726,224,635株	第一種優先株式	18,878,000株	第二種優先株式	40,000,000株	(削 除)
普通株式	726,224,635株						
第一種優先株式	18,878,000株						
第二種優先株式	40,000,000株						

現 行 定 款	変 更 案						
— <u>当会社の完全子会社となる株式会社福岡銀行が発行した第2回劣後特約付無担保転換社債（以下本項において「本転換社債」という。）について、平成18年10月1日から当会社の設立日の前日までに本転換社債に係る新株予約権の行使に際して株式会社福岡銀行が同社の普通株式を発行した場合には、第2項の規定にかかわらず、株式移転に際して交付する当会社の普通株式の数は、第2項に定める数（前項により当会社の普通株式の数が加算された場合は加算後の数）に、上記期間において株式会社福岡銀行が本転換社債に係る新株予約権の行使に際して発行する同社の普通株式の数を加えた数とする。</u>							
<u>（最初の事業年度）</u> 第2条 <u>当会社の最初の事業年度は、第55条の規定にかかわらず、当会社設立の日から平成20年3月31日までとする。</u>	（ 削 除 ）						
<u>（最初の取締役及び監査役報酬）</u> 第3条 <u>第37条及び第47条の規定にかかわらず、当会社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬は、月額総額3,000万円以内とし、最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬は、月額総額600万円以内とする。</u>	（ 削 除 ）						
<u>（最初の優先配当金）</u> 第4条 <u>当社が平成20年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う優先配当金は、第13条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。ただし、当社が第14条に定める剰余金の配当を行ったときは、その額をそれぞれ当会社の第一種優先株式又は第二種優先株式に係る以下の金額から控除した額とする。</u>	（ 削 除 ）						
<table><tr><td>第一種優先株式</td><td>1株につき</td><td>14円</td></tr><tr><td>第二種優先株式</td><td>1株につき</td><td>9円98銭</td></tr></table>	第一種優先株式	1株につき	14円	第二種優先株式	1株につき	9円98銭	
第一種優先株式	1株につき	14円					
第二種優先株式	1株につき	9円98銭					

現 行 定 款	変 更 案
(別 紙) 第二種優先株式の取得請求権 1. 取得を請求することができる期間 <u>第二種優先株式発行の日から平成26年2月28日まで（ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。）。</u> 2. 取得と引き換えに交付すべき当社の普通株式数 <u>第二種優先株式の取得と引き換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。</u> $\begin{array}{rcl} \text{取得と引き換} & \text{第二種優先株主が取得} & \\ \text{えに交付する} & \text{請求のために提出した} \times & 750\text{円} \\ \text{普通株式数} & \text{第二種優先株式の数} & \\ & \text{= } & \\ & \text{取得価額} & \end{array}$ <u>取得と引き換えに交付する普通株式の算出にあたって、1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てた上、会社法第167条第3項の規定に従い現金精算する。</u> 3. 取得価額 (イ) 当初取得価額 <u>株式会社熊本ファミリー銀行第一回第二種優先株式の発行要項に従い、その取得価額として平成19年3月1日に修正された金額を0.217で除した価額（1円未満切捨て）。ただし、当該価額が1,382円を下回るときは、1,382円とする。</u> (ロ) 取得価額の修正 <u>取得価額は、平成20年3月1日から平成25年3月1日までの毎年3月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）において、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（気配表示もない終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（10銭の位まで算出し、その10銭の位を四捨五入する。）に修正されるものとする。ただし、当該平均値が1,382円（ただし、下記(ハ)の調整を受ける。）（以下「下限取得価額」という。）を下回るときは下限取得価額を取得価額とする。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(ハ) 取得価額の調整 (a) <u>第二種優先株式発行後、次の から までのいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）は、下記の算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整される。</u> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数}}{\text{1株当たりの払込金額}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}} \right)}{\text{1株当たりの時価}}$ <u>調整後取得価額は10銭の位まで算出し、その10銭の位を四捨五入する。</u> — <u>取得価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社の有する普通株式を処分する場合（その取得と引き換えに当会社の普通株式の交付を請求することができる証券（権利）又は新株予約権の行使による場合を除く。）</u> <u>かかる場合、募集のための基準日がある場合はその日の翌日を、それ以外のときは払込期日又は払込期間の末日の翌日を、調整後取得価額の適用開始日とする。</u> — <u>普通株式の株式分割又は無償割当てにより普通株式を発行する場合（自己株式の処分を行う場合を含む。）</u> <u>かかる場合、株式の分割又は無償割当てのための基準日（無償割当てにおいて基準日が定められていない場合はその効力発生日）の翌日を調整後取得価額の適用開始日とする。</u> <u>ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件として普通株式の株式分割又は無償割当てにより普通株式を発行する（自己株式の処分を行う場合を含む。）旨を取締役会で決議する場合において、株式分割又は無償割当ての基準日（無償割当てにおいては基準日が定められている場合に限る。）が当該資本金の額の増加を決議する株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を調整後取得価額の適用開始日とする。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
— <u>取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもってその取得と引き換えに当会社の普通株式の交付を請求することができる証券（権利）又は新株予約権（新株予約権付社債を含む。）を発行する場合（無償割当てを含む。）</u> <u>かかる場合、募集のための基準日がある場合はその日（無償割当てにおいて基準日が定められていない場合はその効力発生日）の翌日を、それ以外のときは払込期日又は払込期間の末日の翌日を、調整後取得価額の適用開始日とする。この場合、調整後取得価額の適用開始日の前日に、発行される証券（権利）のすべてについて取得の請求又は新株予約権が行使されたものとみなし（以下かかる請求又は行使により当会社が交付するに相当する株式数を「みなし株式数」という。）、調整後取得価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、取得の請求又は新株予約権の行使の結果発行された株式数を上回る場合には、その限りにおいて既発行の普通株式数に算入される。</u> <u>(b) 前項各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合には、上記（a）に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。</u> <u>(c) 取得価額調整式で使用する時価は、調整後取得価額の適用開始日（ただし、上記（a）ただし書の場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（気配表示もない終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。平均値の計算は10銭の位まで算出し、その10銭の位を四捨五入する。</u> <u>なお、調整後取得価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記（a）又は(b)により取得価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後取得価額は上記（a）又は(b)に準じて調整される。</u> <u>(d) 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額の適用開始日の前日において有効な取得価額とする。</u> <u>(e) 取得価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額の適用開始日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数（ただし、当会社の有する普通株式数を除く。）とする。</u>	